

特集 著作権法100年記念

巻頭言 8

著作権制度の新たな世紀に向けて——北川善太郎

紹介 10 著作権法一〇〇年記念事業

文化庁長官官房著作権課・国際著作権課

解説 13

生活の中の著作権問題

文化庁長官官房著作権課・国際著作権課

報告 23 国際著作権保護の現場から

田淵エルガ

論文 24 国際社会における著作権の保護

齊藤 博

28 高度情報通信社会と著作権

安田 浩

エッセイ 32 文部省に二度勤務した高橋是清と著作権

大家重夫

34 著作権先進国を目指して

湯川れい子

事例紹介① 36 著作権をわかりやすく——社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

事例紹介② 38 “実演家——新たな時代のパスワード”

社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事 棚野正士

事例紹介③ 40 著作権制度に対するレコード協会の取組

社団法人日本レコード協会

事例紹介④ 42 激動するメディア環境と民放の著作権

社団法人日本民間放送連盟

事例紹介⑤ 44 情報化社会を生きる力を

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

解説 46 著作権制度の整備・施策の現状

文化庁長官官房著作権課・国際著作権課

カラー

1 記念館めぐり●ゆかりの地を訪ねて

群馬県立土屋文明記念文学館

(群馬県)

4 この道を行く

中山道和田峠永代人馬施行所

表2 名作シリーズ

4 ファイトの花

表3 文化財紹介

旧札幌農学校演武場

(時計台)

6 私と教育、私とつけ

ロサンナ

50 焦点——文教施策

64 中教審ニュース

68 文部省Q & A

70 都道府県発

●教育・学術・文化・スポーツニュース

秋田県、兵庫県、山口県下関市、大阪市

72 めざせシンドニー五輪

ソフトボール

74 レッツ

国立大州青年の家

76 海外教育ニュース

ランチタイム

秋田県小坂町立小坂小学校

80 私の選んだ一冊——山谷えり子

81 インフォメーション

82 鑑賞席

84 編集後記

著作権法100年記念



平成11年は、我が国の著作権法が公布・施行されて100周年の記念すべき年です。

近年、デジタル化・ネットワーク化ということばに象徴されるように、

著作物利用に関する技術の発達は急激であり、それに対応して、

新条約の策定など国際的な動きも活発になっています。

また、録音、録画、複写、インターネットなど著作物等の利用は、

私たちの生活の中で一層身近なこととなっています。

著作権保護の充実のためには、制度的な改善と同時に、

国民一人一人が著作権尊重の意識を持つことが重要です。

著作権制度の 新たな世紀に向けて

著作権審議会会長 北川善太郎



きたがわ・ぜんたろう 京都大学助手、助教授を経て、昭和45年京都大学法学部教授、平成元年京都大学法学部長、平成8年京都大学名誉教授、名城大学法学部教授、財団法人国際高等研究所副所長。法学博士、名誉法学博士。平成7年紫綬褒章。この間、ワシントン大学、ハーバード大学、ミュンヘン大学、マールブルグ大学客員教授歴任。昭和58年著作権審議会委員、平成9年著作権審議会会長。

明治期の法典編纂は国家的大事業であった。きわめて短期間の内に近代国家づくりの基盤となる一連の立法がされた。近代法制の枠組は欧米モデルに従ったものであるが、その内容は今日から見ても水準の高いものであった。その明治が遠くにある。当時の法律が次々と一〇〇周年記念を迎える時期になったのである。一九九九年七月には著作権法一〇〇年の記念式典と記念講演会が開催された。ある法律の一〇〇年という歳月は一つの節目でありわれわれも著作権制度の「これまで」と「これから」に思いをいたすよい機会である。

一八九九年、著作権法は「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（一八八六）に加盟するために制定された。我が国は、戦後しばらくの間はベルヌ条約が認める翻訳権の留保をしていたのであるが、経済が復興して先進国の仲間入りを

してからは国際著作権条約に対応した法改正を重ねてきている。さらにWIPO・WTO体制下で、我が国はその経済力と技術力を反映してアメリカとヨーロッパとともに三極構造の一端を担い国際水準づくりに寄与するまでになった。

さらに一時期我が国は経済超大国と自他ともに認める勢にあったが、バブル経済がはじけ昨今は財政・金融危機に見舞われている。国の基盤が制度疲労を訴え目下のところ内向きの国づくりに追われている。そのなかで著作権制度は、国際条約体制に対応する過程で技術やビジネスとの間で不断の緊張関係を保持しかつ相互に刺激し合ってきた。そこには制度疲労は見られないが、多くの難問が山積みになされている状況である。

ここで著作権という権利に目を向けよう。著作権は人の思想、感情、意思が表現された文学、音楽、絵画といった創作の世界

を対象とする。著作権制度の基底には精神的な創作に権利を付与することが文化の発展に寄与するという理念がある（著作権法第一条）。優れた小説、音楽、美術、写真、映画等に接してわれわれは感銘を受けるが、その基盤に著作権がある。また、出版、印刷、放送、レコード、映画等のビジネスも著作権制度の上で事業展開をしている。この著作権制度は歴史的に見ると技術と相携えて発展して今日にいたっている。出版、印刷、写真、放送、レコード、映画等の技術が生まれ、それをベースに著作権ビジネスが立ち上がり、やがて著作権保護を求めるという形で制度が拡充してきた。その展開過程から技術とビジネスが著作権法制に反映するという「技術サイクル」が読みとれるのである。

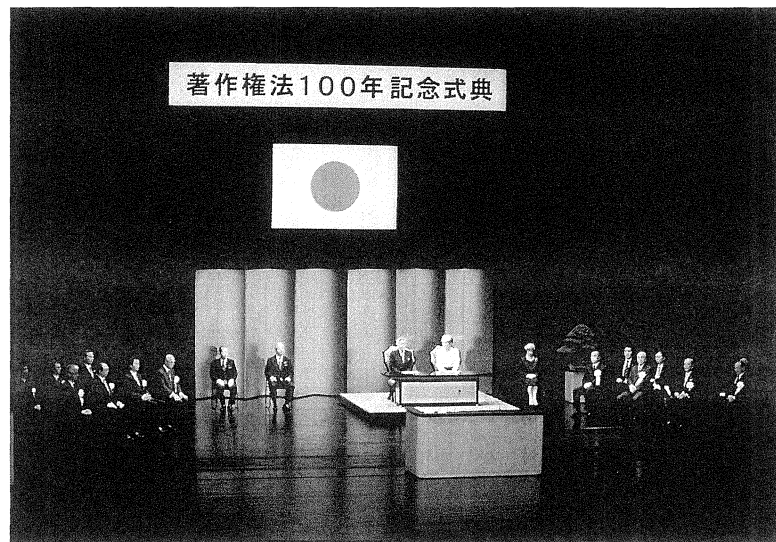
これが急激に様変わりしつつある。デジタル技術によりすべての著作物が「0」か「1」かの記号に変換可能になった。つまり著作物は連続量としてインターネットで流通する時代になった。誰もが誰でもデジタル情報を迅速かつ正確にやりとりできる。そこには文学、音楽、美術、映画といった著作物に加えて、マルチメディアのような新種のデジタル作品が登場する。また大量の情報が収集されて価値を持つようになるとそれらも著作権の世界に入るようになる。データベース著作物がその好例である（法二二条の二）。さらにコンピュータの普及とともに、コンピュータプログラムのようにビジネス財といえる著作物が重要になってくる（法一〇条一項九号・三項）。

当然、著作権制度も変貌する。現代型の著作物や著作権ビジ

ネスに対して技術サイクルはかつてのようには妥当しないのである。近い将来、放送、通信、広告が融合し、テレビ、映画、ビデオソフト等の映像ビジネスに大きな変動が見込まれる。デジタル技術からデジタル著作物が生まれそれを扱う多様なビジネスが立ち上がり、それぞれがそれぞれの方向から保護を求める。そのために著作権という権利の束がもつれ合うようになった。まさに「デジタル技術コンプレックス」である。

高度情報社会では従来の著作物に加えて連続量であるデジタル著作物がますます前面に出てくる。それとともに多様なビジネスにより著作権制度はさらに発展するのであるうか。むしろこのまま推移するとデジタル技術コンプレックスのために著作権社会はこれまでよりも関係者相互の不信と不満にあふれる穏やかでない社会になるおそれがある。悪くすると著作権制度はデジタル技術の「迷路」にはまり込むおそれすらある。このままでは膨大な数の条文と難解な技術用語を満載した分厚い「電話帳立法」が続出しかねない。身近な社会システムとなった著作権制度にとりそれは望ましい未来像ではないであろう。法制度づくりがデジタル技術に傾斜することは避けがたい。しかしデジタル技術を取り入れながら透明でわかりやすいグローバルな著作権制度、それがいま切実に求められている。著作権法一〇〇年を契機にそのような近未来モデルづくりを始めることがわれわれの課題であろう。

著作権法100年記念式典



著作権法100年記念式典（平成11年7月）

著作権法100年記念事業

文化庁長官官房著作権課・国際著作権課

一 著作権法一〇〇年記念式典

著作権法一〇〇年を記念して、平成一一年七月二日、新国立劇場オペラ劇場において記念式典が開催されました。同式典では、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、天皇陛下からおことばをたまわり、また、内閣総理大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官からそれぞれ御祝辞をいただきました。

また、著作権制度の発展に特に顕著な功労があった者四六名に、特別功労者として文部大臣表彰が行われ、代表して、半田正夫氏（青山学院大学教授）に文部大臣から表彰状が授与されました。

〇 天皇陛下のおことば

本日、ここに、著作権法施行一〇〇周年を祝う記念式典に臨むことを、誠に喜ばしく思います。

法律によって著作権を保護する動きは、一八世紀から一九世紀にかけて、欧州諸国を中心に広まり、一八八六年、ベルヌ条約が調印されて、その保護が国際的な枠組みを持つようになりました。我が国は、それから一三年を経た明治三一年、この条約に加入し、それと同時に、著作権法を制定しました。ちょう

ど今から一〇〇年前のことです。

著作権制度は、その後の一〇〇年を通じて、科学技術の進歩と国際的な交流の広がりに対応しながら、我が国の学術・文化の創造と発展に大きく貢献してきました。ここに、表彰を受けられた特別功労者を始め関係者のたゆまない努力に深く敬意を表します。

これからの高度情報化社会においても、創作という知的な作業を尊重し、作品に対する創作者の権利を保護するとの意識が一層高まっていくなことを望まれます。その上に立つて、著作権制度が、今後とも、創作者の権利を守るとともに、文化的所産の公正な利用を確保することによって、我が国の文化を支える基盤としてますます大きな役割を果たしていくことを願い、式典に寄せる言葉といたします。

二 著作権法一〇〇年記念講演会

著作権法一〇〇年を記念して、平成一一年七月二日、新国立劇場オペラ劇場において、記念講演会が開催されました。

講演者は、カミール・イドリス氏（WIPO（世界的所有権機関）事務局長）と、北川善太郎氏（著作権審議会会長）でした。北川善太郎氏は、「著作権制度の未来像」と

演題

「国際著作権保護の歩み及び

二二世紀に向けての課題」（要旨）

題して、インターネットなどのデジタル技術と著作権との共生、すなわち権利者の求める経済的利益と利用者の著作物へのアクセスを両立させることを目指して、同氏が提唱する「コピーマート」という考え方について講演を行いました。

カミール・イドリス氏の講演の要旨を以下に掲載します。

知的所有権制度に係る国内的かつ全地球規模の課題がいくつかあります。
第一は、知的所有権制度と知的所有権機関を人々の身近なものにすること、そして、著作や発明者等を支援し、また、産業を保護することです。また、知的所有権の人権という側面も重要となります。

第二は、さらに、統治の問題です。WIPO Oとしても、業務の方法と手続の改善等に取り組んでいます。

また、私たちは、相互依存関係を尊重しています。全地球規模の問題は重複しており、だからこそ、WIPOはWTO（世界貿易機関）との間に協力関係を形成しました。TR



おことばを述べられる天皇陛下

IPS協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の「附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」）は、国内法に盛り込まれるべき最低基準を規定したことにおいて、新天地を切り開きました。WIPOとWTOは、互いに補完しあう関係を維持しています。

さらに、知的所有権界全体の企業イメージのようなものも重要です。

これらの課題に立ち向かって行く際、次の問題について考える必要があります。①持つ者と持たざる者との間の論争とならないよう、知的所有権の国際的議論をいかに政治問題化させないか、②政策形成者や一般の人々に、

知的所有権が富の源泉であることを如何に理解してもらうか、③発展途上国等の持つ創造性に対する潜在力をどのように支援していくのか、④デジタル技術などの急激な技術革新に如何に追いついていくか、であります。

著作権の世界的保護は、一八八六年のベルヌ条約の創設に始まります。日本の著作権法が制定される一三年前です。その重要性はますます増しています。著作者の権利を承認することは、創造性を培うものです。創造性は、世界を文化的に豊かにします。

今世紀末は、著作権とそれに関連した権利の発展にとって一つの転機であります。

その一つの理由は、技術的な発展です。デジタル技術の拡散、そして、コンピュータと電気通信技術の融合は、著作権等により保護されているあらゆる形式の創造物を、蓄積し、複製し、また改変することを可能にしています。また、世界のどこからでも、即座に創造

物を伝達することができます。これらは、文化的、社会的、経済的発展のために計り知れない機会を提供するものですが、知的所有権の執行にとって大きな挑戦もはらんでいます。

第二の理由は、知的所有権と通商問題が密接に関連するようになったことです。貿易のボーダーレス化は、知的創造物が地球上のあらゆるところで共有され、楽しまれることを意味しています。

第三の理由は、知的所有権によって保護されている創作物にアクセスしたいという要求が高まっていることでもあります。コンピュー

著作権法100年記念講演会



講演するカミール・イドリス WIPO 事務局長

タと通信の融合を通じてより多くの人がより多くの情報にアクセスできるようになり、音楽、ビデオ、コンピュータ・プログラムなどに対する需要は比例して増大しています。

WIPOは、創作者を保護する規範の確立と、開発途上国等の発展のための支援という二つの目標をもっています。日本政府に、いずれの分野でも顕著な役割を果たしていただいていることに対して、感謝しています。

WIPO著作権条約(WCT)とWIPO実演・レコード条約(WPP)が一九九六年の外交会議において採択された際、日本の代表団は、重要な貢献をしました。近々に日本が両条約、特にWCTに加入すべく準備を整えていることを承知しており、私は心より歓迎しております。

また、日本は、開発協力の分野でも不可欠な存在となっています。特に、一九九三年に日本政府の任意拠出による信託基金が設立されて以来、アジア太平洋地域での著作権及び著作隣接権分野での発展のため、セミナーと研修コース等が実施されており、多くの開発途上国が恩恵を受けています。

知的所有権は、人間の存在と共生の基礎であります。二一世紀における知的所有権は、すべての文化に根づいたものとなるでしょう。

文部省に二度勤務した 高橋是清と著作権

二年三月しかもたなかった。二三歳から東京英語学校教員や予備校（共立学校）教員、東京大学予備門英語教員などを勤め、一方相場にも手を出し失敗している。明治一四年四月二七日、二八歳の時、友人が運動してくれて文部省地方学務局の判任官の御用掛に就職する。持つべきは友である。ところが高橋の文部省入省日より少し早い明治一四年四月七日、農商務省が設置され、その所管事務には発明専売、商標登録があり、適切な担当者を探していた。

友達が多いというこはいいことである。高橋のほとどの遊び仲間の山岡次郎が蔵前の工業学校教授で農商務技師を兼ねていて、高橋を推薦し、農商務省が引き抜いた。手違いで「雇」となったが不満をいわず、五月二四日から農商務省へ行き、二度目の文部省勤務は、一月足らずで終わった。

農商務省での高橋の工業所有権制度

おおいえ・しげお 北九州市小倉北区出身。文部省に入省後、文化庁著作権課課長補佐、同著作権調査官、内閣審議官、文化庁宗務課長、国立吉備少年の家所長、国立オリンピック記念青少年総合センター次長を経て現職。主な著書『最新 著作権関係判例集』（ぎょうせい）10巻、『宗教関係判例集』（第一書房）10巻、『肖像権』（新日本法規 1974年）、『改訂版 ニッポン著作権物語』（青山社 1999年）

一〇〇年前の明治三二年（一八九九年）、日本は、外国人の著作物を日本人のそれと同じように保護する旧著作権法を制定し、ベルヌ条約へ加盟した。保護の対象が広がり「版權」は「著作権」となった。それまでの「出版条例」（明治二年）、「版權条例」（明治二〇年）、「版權法」（明治二六年）は、日本人の著作物のみに「版權」を与え保護し、外国人の著作物は保護していなかった。

一八五九年から横浜に住むヘボン（James Hepburn 一八一五—一九一一）が慶応三年（一八六七）に出版した「和英語林集成」という辞書は、岸田吟香も助手として手伝った八年間の苦心の作品で評判がよく、版を改めるに当たってヘボンは日本での保護を模索した。

ヘボンは、日本で辞書に「版權」を認めないかと文部省顧問の米国人モルレー博士へ相談し、モルレー博士から高橋是清へ話が下りた。

ここから、高橋是清（一八五四—一九三六）上塚司編の自伝（中公文庫）によって話を進める。短い期間だが高橋は、文部省に二度勤務している。

波乱万丈の人生を送った高橋は、一歳の頃、ヘボン夫人クララに英語の初歩



エッセイ
Essay

久留米大学法学部教授
大家重夫

を学んでいる。一四歳の頃渡米し、騙されてアメリカで奴隷労働をし、明治元年ほうほうの態で帰国し、運よく森有礼の書生にもぐりこむ。翌年大学南校入学。すぐ教官となる。辞職して放蕩生活もする。明治六年七月、二〇歳の時、森が文部省を世話してくれ、文部省督学局の一〇等出仕となる。高橋の仕事は、文部省のお雇外国人として明治六年六月来日のアメリカ人モルレー博士の通訳である。

高橋は内務省に行き調査してみたが、外国人は治外法権をもっていて、日本の国法は外国人に及ばないと分かる。出版（版權を含む）の所管庁は、明治四年から明治八年まで文部省、明治八年六月二二日から内務省へ移管されたから、高橋が内務省に行き調査したのは、明治八年六月二二日から一〇月一〇日までの間である。

答を聞いたモルレー博士は、ヘボンに伝えると共に、高橋に日本には版權制度はあるが発明特許、商標登録の制度がない。日本人は器用ですぐ外国品を真似て外国人は迷惑がっている。これから日本でも発明、商標など工業所有権を保護しなければならぬ、と説いた。高橋は、納得しこの制度の必要性を友人に吹聴した。さて、高橋の一度目の文部省勤務は、

（商標条例、意匠条例、特許条例）確立への活躍はめざましく、初代特許局長になった。考えてみると、その契機となったのが著作権で、ヘボン著の辞書の著作権保護のため親身になって動き、そのことを周囲の友人が知っていたことで、工業所有権への世界が開けた。

高橋は、このあと不運にもペルー銀山経営にまきこまれ失敗、家屋敷を提供し一家は小さな借家に移った。しかし、ここでも友人が日本銀行に世話をし、また立ち上がり、日銀総裁、大蔵大臣、総理大臣となる。七回目の蔵相の時の昭和一年二月二六日、反乱青年将校の手にかけ生涯を終えた。

ヘボンは、明治二〇年「和英語林集成」と「小辞書」の「版權」を丸善商社書店の小柳津要人へ二〇〇〇ドルで売却し、明治二六年帰国した。朝野新聞明治二〇年九月一日の広告欄に小柳津要人と丸善の連名の版權所有広告が出ている。

特集 「知的存在感のある国」を目指して

◎
21世紀へ向けた
学術研究の推進

●巻頭言
「知的存在感のある国」を目指して
猪瀬 博

●座談会
「知的存在感のある国」を目指して
井村裕夫／鳥井弘之／鷹野景子
青木利晴／井上正幸
鈴木昭憲

●提言
●エッセイ
●事例紹介
●記念館めぐり
●ゆかりの地を訪ねて
●私と教育、私として
●都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
千葉県木更津市・新潟県
長野県丸子町・兵庫県

●提言
●エッセイ
●事例紹介
●記念館めぐり
●ゆかりの地を訪ねて
●私と教育、私として
●都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
千葉県木更津市・新潟県
長野県丸子町・兵庫県

編集後記

▽今年は何年以上に残暑が厳しく、東京では一〇月になっても半袖で過ごせる日が多くありました。そうは言っても日暮れは徐々に早くなり、気がつくとい外はもう真つ暗という毎日。つかの間の涼しさもいつの間にか寒さになり、本誌が出るころには雪の便りも増えていることでしょう。

そして今年も残すところあと数十日となりました。年末年始には、コンピュタ二〇〇〇年問題という大きな問題が待っています。例年の年末年始はファミリー客が多いとされる都心のホテルも、今年ばかりは二〇〇〇年問題対応のため、ビジネス客の予約がかなり入っているといえます。また、ニュースではすでにいくつかの誤作動も報じられています。不安が付きまとうのは仕方ないこと

ともはしませんが、何事もないことを祈るばかりです。
▽さて平成一一年一二月、一並びの今月号の特集は「著作権法一〇〇年記念」です。我が国の著作権法が施行されて今年で一〇〇周年を迎え、これを記念して式典が行われたほか、記念講演会も開催されました。普段我々の生活と著作権とは密接に関係しているにもかかわらず、その意識が今一つ欠けているのではないかと思うことがあります。特集では様々な角度から執筆をしていただき、また、御自身の理解を深めるとともに、Q&A方式での解説などを通して、子どもたちにも著作権を理解してもらおう良い機会ではないでしょうか。

(K・M)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

- 「読者からのたより」投稿規定
- ①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。

●「文部時報読者アンケート」
文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。
宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様にご紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページ試行版を設け、情報を提供しています。

ホームページアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/> (半角入力)
子どもホームページアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/kodomohp/index.htm>

MESSC. 61 月刊

文部時報 11月号

第1479号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666(営業部)
URL <http://www.gyosei.co.jp>

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成11年11月10日印刷
平成11年11月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1999 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。